

		特別児童扶養手当	在宅障害児福祉手当
受給できるかた		精神、知的または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を家庭において養育しているかた	
対象児童	1 級	- 身体障害者手帳の判定がおおむね 1 級または 2 級程度に該当する児童 - 療育手帳の判定が ④・A 程度の知的障がいまたは同程度の精神障がいがある児童	特別児童扶養手当の受給対象に該当する児童（障害児福祉手当を支給されている児童を除く）
	2 級	- 身体障害者手帳の判定がおおむね 3 級程度に該当する児童 - 療育手帳の判定が B 程度の知的障がいまたは同程度の精神障がいがある児童	
手当の額		1 級 月額 51,100 円 2 級 月額 34,030 円	特別児童扶養手当 1 級に該当する程度のかた 月額 4,000 円 特別児童扶養手当 2 級に該当する程度のかた 月額 2,500 円
手当の支給日（口座振込）		4 月、8 月、11 月（各月 11 日）	9 月、3 月（各月 25 日）
所得状況届		毎年 8 月 11 日～9 月 10 日までの間に提出してください。 ※所得状況届が必要なかたには、所得状況届の詳細について通知しますので、通知を確認のうえ手続きをしてください。この届を提出しないと、手当が受けられなくなります。なお、2 年間提出をしない場合は、受給資格がなくなることがあります。	

■お問合せ 子育て支援課（猿島庁舎／内線 2214）

		特別障害者手当	障害児福祉手当
受給できるかた		在宅のかたで、身体または精神の障がいが重複または最重度の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする 20 歳以上のかた	在宅のかたで、身体または精神の障がいが重度の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする 20 歳未満のかた
手当の額		月額 26,620 円	月額 14,480 円
手当の支給日（口座振込）		5 月、8 月、11 月、2 月（各月 10 日）	
所得状況届		毎年 8 月 11 日～9 月 10 日までの間に提出してください。 ※この届を提出しないと、受給資格がなくなることがあります。	

■お問合せ 社会福祉課（猿島庁舎／内線 2218）